



柏市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和元年12月12日

柏市監査委員	下	隆	明
柏市監査委員	小	栗	一徳
柏市監査委員	古	川	隆史
柏市監査委員	円	谷	憲人

令和元年度

監査の結果に関する報告

定期監査

行政監査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

下 隆 明
小 栗 一 徳
古 川 隆 史
円 谷 憲 人

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査

3 監査の概要

(1) 1次実施分

ア 監査の実施期間

令和元年9月11日から令和元年12月5日まで

イ 監査の対象とした部局

- (ア) 総務部
- (イ) 保健福祉部
- (ウ) 経済産業部
- (エ) 土木部
- (オ) 水道部
- (カ) 消防局
- (キ) 議会事務局
- (ク) 選挙管理委員会事務局
- (ケ) 監査事務局
- (コ) 農業委員会事務局
- (サ) 教育委員会生涯学習部
- (シ) 教育委員会学校教育部

ウ 監査の対象とした期間

令和元年度分で令和元年8月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成30年度以前分を含

む。)

(2) 2次実施分

ア 監査の実施期間

令和元年9月11日から令和元年12月5日まで

イ 監査の対象とした部局

(ア) 企画部

(イ) 財政部

(ウ) 地域づくり推進部

(エ) 市民生活部

(オ) 保健所

(カ) こども部

(キ) 環境部

(ク) 都市部

(ケ) 会計課

ウ 監査の対象とした期間

令和元年度分で令和元年9月30日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については平成30年度以前分を含む。）

(3) 監査重点項目等

ア 部署ごとのリスク評価

令和元年7月1日付け柏監第144号で依頼し、全部署から提出を受けたリスク評価シート及びマニュアルを基に、部署ごとに重要なリスクを識別した監査調書を作成し、各部署の対応策が適切か監査する。

また、平成30年度定期監査、例月現金出納検査等の指摘事項等に対する取組状況のフォローアップを行う。

イ 内部統制の体制整備及び運用状況の評価

内部統制の各統轄部門による内部統制の体制整備及び運用状況を把握し、部門ごとに内部統制の水準を評価する。また、その結果、内部統制に依拠した監査が部分的に実施可能か検証する。

ウ 主要な事務事業の執行状況について

第五次総合計画に位置付けられている重点事業の進捗状況を確認するとともに、前期基本計画中間年施策評価報告書の施策評価も含めて、経済性・効率性・有効性の観点から実績確認及び費用対効果を検証する。

(4) 監査手続

ア 監査資料

- (ア) 主要な事務事業に関する調
- (イ) 内部統制の整備・運用状況に関する調
- (ウ) 事務及び事業の状況調
- (エ) 現金等の取扱い状況に関する調
- (オ) 予算執行状況調（歳入）
- (カ) 予算執行状況調（歳出）
- (キ) 特定科目の執行状況調（支出内訳）
- (ク) 特定科目の執行状況調（執行見込率）
- (ケ) 委託事務・事業契約状況調（担当課扱い）
- (コ) 工事請負契約状況調（担当課扱い）

監査の対象部署から、上記の監査資料を提出させて、必要に応じて担当職員の聞き取りを含めて監査を実施した。

イ 文書調査

監査の対象部署から、予算執行（収入・支出）、契約、補助金、財産管理、旅費・賃金、貸付金等事務の関係文書を提出させ、必要に応じて担当職員の聞き取りを含めて監査を実施した。

ウ 現地調査

学校・保育園・近隣センター等を含めた各部署を訪問し、現地にて、現金や財産の管理状況、予算執行状況（収入・支出）、リスク評価の状況等について、担当職員の聞き取り等により監査を実施した。

エ 監査委員質疑

- (ア) 1次実施分

令和元年10月15日から令和元年10月18日
(イ) 2次実施分
令和元年11月11日から令和元年11月13日

4 監査の結果

監査の結果，とくに次の事項については，「監査の結果等の取扱い要領」に定める判断及び処理の基準により指摘事項または注意事項に該当するものと決定した。

全ての部署において，法令等を遵守した事務を執行しているか，今一度確認され適正な事務の執行に努められたい。

【指摘事項】

指摘事項は，事務の執行において，公金の支出に適正を欠くもの，契約事務に適正を欠くもの，故意又は過失により損害を与えたもの又はそのおそれがあるもの等を判断基準として決定したものである。

本監査における指摘事項は以下のとおりである。

(1) 賃金の支給誤り等について

次の2事案は，賃金に関する支給額の誤り及び支給漏れが発生したものである。

ア 賃金の支給額誤りについて

本件は，総務部防災安全課において，客引き等対策指導員2名の賃金が4月から6月までの3か月間にわたり本来よりも多く支給されており，また，これに伴い源泉所得税及び雇用保険料を過徴収したため，後日戻入及び還付が生じた事案である。

これは，防災安全課で，午後10時以降の勤務に対する割増賃金を臨時職員システム(以下「システム」という。)に二重に入力し，支給金額の確認を行わず支給誤りに気付かなかつたために発生した。

イ 賃金（通勤手当）の支給漏れについて

本件は、学校教育部市立柏高等学校において、非常勤講師兼委嘱講師1名の通勤手当が平成30年4月から平成31年3月までの1年間にわたって片道分しか支給されていなかった事案である。

これは、生涯学習部教育総務課で当該講師の職員情報をシステムに登録する際に、通勤届（写し）に記載された額が片道分であるにもかかわらず、往復額に直し入力すべきところをそのまま入力してしまったこと、さらに、市立柏高等学校でも、毎月の支給額の確認を行わず講師本人の指摘があるまで支給誤りに気付かなかつたために発生したものである。

賃金支給事務では、システムを使用しているとはいえ、勤務実績等の登録は職員が手入力で行っている。ヒューマンエラーは常に起こり得るものであり、とくに新規採用時や人事異動がある時は、慎重に事務を行うことが求められる。

今後は、再発防止に向け、チェック体制の強化等に努め、適正に賃金を支給するよう万全な体制を整えられたい。

また、賃金支給事務を統括する総務部人事課及び教育総務課は、入力した情報に間違いがないか定期的にサンプルを取って確認するなど内部のチェック体制を検討されたい。

総務部人事課，同防災安全課

教育委員会生涯学習部教育総務課

教育委員会学校教育部市立柏高等学校

(2) 旅費の支給誤りについて

本件は、職員への旅費の支給が漏れていた事案である。

地域づくり推進部協働推進課は、伝票起票者に庶務権限（出張命令簿システム上で所属職員の出張命令簿の確認等を行える権限。）が与えられていないにもかかわらず、旅費の支給事務を伝票起票者に一任していたことにより、出張命令簿システムでの確認漏れが発生したものである。

出張命令簿については、事務誤りの改善などを目的に、平成30年4月から、様式に手書きで記入する方法ではなく、電子システム上で作成及び保管する方法に変更したところである。

出張命令簿システムが導入され、旅費の支給事務は効率化されたが、昨年度の定期監査における指摘事項と同様の事案が発生してしまったことは非常に残念である。内部統制上、当該事務を担当者一人に一任することには問題がある。組織として適正な事務処理がなされるよう職員への事務指導や確認体制の構築を徹底されたい。

地域づくり推進部協働推進課

(3) 支払未処理に伴う過年度支出の発生について

本件は、長期継続契約を締結しているシュレッダー借上料の支払を失念し、平成30年度分について過年度支出の手続を行った事案である。

市民生活部保険年金課は、平成30年6月1日に賃貸人とシュレッダー賃貸借について長期継続契約を締結し、同日から機器の使用を開始したが、支払処理を失念していた。その後、令和元年9月30日に、当該部署において全ての契約に係る事務点検を実施したところ、本件契約についての債務の履行が全くされていなかったことが判明したため、平成30年度分の過年度支出に関する手続及び当該契約に係る債務の履行並びに今年度の未払分（4～8月分）の支払を行った。

地方自治法第208条において、会計年度独立の原則が規定されているが、過年度支出はその例外であり、柏市財務規則第82条により市長の承認を受ける必要がある。

担当部署においては、使用している機器の賃借料は常に意識して毎月チェックを行うことが必要である。また、本件は賃貸人から請求書が送付されなかった事例であったにせよ、本契約に関する支出負担行為伺票の起票が速やかに実行されていれば防止できた事案であり、請求書が未着の場合は、相手方に請求書の発行を

催促すべきである。不適正な事務処理の再発防止策を着実に実行し、事務の適正化に万全を期してもらいたい。

同様の事態は、どの部署でも発生する可能性があると思われるため、仕事は発意・実施・完了・支払で一つの手続であるという認識を持ち、業務の進行をしっかりと管理されたい。

市民生活部保険年金課

(4) 補助金確定に係る決裁の遅延について

本件は、一般社団法人柏歯科医師会の事業に対する補助について、平成30年度の補助金交付確定通知書及び確定の起案を確認したところ、平成30年度内に確定の意思決定がなされていなかった事案である。

保健所健康増進課に確認したところ、年度を越えた4月になって決裁を行っており、年度内に補助金額を確定するという認識がなかったとのことであった。

市が団体に対して行う補助金交付事務については、地方自治法第208条に規定する会計年度独立の原則により、補助事業の実績の確認及び補助金額の確定の意思決定は年度内に行う必要があり、財務会計の手引においても周知されている。

補助金交付事務については、公金を反対給付なしに支給するという性質から、手続は規則で厳格に規定しており、その趣旨をよく認識した上で事務作業にあたってもらいたい。

保健所健康増進課

(5) 業務の不適切な執行について

本件は、業務の不適切な執行により発生した2事案である。いずれも新聞報道に至っており、市への信頼を揺るがしかねない不祥事である。

ア 柏市子ども医療費助成受給券の発送漏れについて

本件は、8月1日から利用できる「子ども医療費助成受給券」(以下「受給券」という。)について、一部の対象者に対し

て発送していなかった事案である。

子ども医療費助成制度は、0歳から中学校3年生までの子どもが医療機関を受診する際に、受給券を健康保険証と一緒に提示することで、原則として1回300円（調剤代は無料）で受診が可能となる制度である。

担当部署に確認したところ、受給券は前年の所得状況を確認した上で毎年更新するものであり、前年は他市等に在住し1月2日以降に柏市に転入した市民については、前住所を基にマイナンバー制度における情報連携によって前年の所得状況を確認することとしていた。前住所は、児童手当の情報に基づき作成していたが、この情報の抽出作業を行う中で、公務員については勤務先から児童手当が支給されるため市に情報がなかったにもかかわらず確認を失念したことから漏れてしまい、受給券の発送ができていなかったとのことである。

本件で発送漏れが発生したのは368人分にのぼっている。こども部こども福祉課は、受給券発送作業の適正化のため、発送数等の把握を徹底するなど再発防止策を講じられたい。

こども部こども福祉課

イ 参議院議員通常選挙における投票所の投票開始時刻の遅れについて

本件は、7月21日執行の参議院議員通常選挙の当日投票所のうち1か所の投票所において、投票所の鍵を所持した従事職員が参集時刻に遅刻し定刻に投票を開始できなかった事案である。

そもそも公職選挙法第40条においては、投票所の開閉時間が午前7時から午後8時と明確に規定されている。本件で投票を諦めて帰った選挙人はいなかったが、選挙人、ひいては市民の信頼を大きく損なうものである。

これは、当該従事職員間における予防が十分でなかったことだけでなく、選挙管理委員会事務局としても想定されるべき事態に対応できなかったことが、投票開始時刻の遅れにつな

がったと言える。

選挙管理委員会事務局は、実効性のある危機管理体制を整備し、再発防止を徹底されたい。

選挙管理委員会事務局

(6) 契約上の不適切な事務処理

ア 見積り合わせ結果（不調）の登録漏れに係る不適切な事務について

本件は、柏市議会議員一般選挙における立看板の作成・設置・撤去委託において、不調に終わった見積り合わせの登録をせず、同じ施行伺の予定価格を修正して再度見積り合わせを実施してしまった事案である。

契約手続は案件ごとに整理されるべきであり、不調の登録を怠ったこと、再度行った見積り合わせの内容が適切に整理されなかったことは、財務の執行として不適切と言わざるを得ない。

選挙管理委員会事務局においては、担当者の知識不足と過失によるものと捉えているが、組織として未然に防がれるべきであった。

担当部署は、契約等事務について、契約事務の手引き等に記載されている適正な手順を遵守するよう徹底されたい。

選挙管理委員会事務局

イ 意思決定の決裁を行わずに見積り合わせを実施したことについて

本件は、柏市図書館書庫照明器具修繕契約において、契約を行うための意思決定である施行伺を作成する前に、見積り合わせを行った事案である。

そもそも契約に係る決裁は、柏市財務規則において専決権者が定められている（柏市財務規則第3条別表第2）。施行伺を経ずに見積り合わせを行うのは、財務の執行上行われるべ

き意思決定の手順が疎かにされたと言える。

生涯学習部図書館においては、本案件が1者だけから見積りを徴すれば可能な随意契約であったことから、本来必要な手続を後回しにしてしまったとのことである。

このことは、契約事務の基本が欠如していると言わざるを得ない。担当部署は、契約事務における適正な事務手続の遵守を徹底されたい。

教育委員会生涯学習部図書館

(7) 学校運営費補助金の支出について

本件は、学校に交付した学校運営費補助金からの支出が不適切であった事案である。

学校教育部酒井根中学校において、現金出納簿には調査日現在までの支出が記載されていたが、学校運営費補助金が入金された専用通帳から引き落とされた形跡が全くなく、実際には学校職員の手持ち現金から支出していたものである。当該学校周辺に金融機関がないという事情からこのような運用を行ってきたとのことであるが、適正な支出とは言えない状態であった。

なお、調査後に、学校運営費補助金の専用通帳から必要な経費を引き出し、精算を済ませたとのことである。

学校運営費補助金は、年度初めに概算により各学校に交付され、各学校長の責任において、補助金の入出金等は適切に管理されなければならないものであり、今回の案件はその点が軽視された結果招いたものである。

今後は、適宜適切に補助金専用口座から速やかな支出処理を行うとともに、補助金の適正な管理運用をするための万全な体制を整えられたい。

教育委員会学校教育部酒井根中学校， 同学校教育課学校財務室

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づ

き措置を講じたときは，その旨を速やかに監査委員に報告されたい。

【注意事項】

注意事項は，指摘事項とするには至らないが，事務の執行における基本的な事項として，妥当性に欠け，改善を要するもの及び軽易な又は定型的な誤りで，速やかに改善が可能と判断したもの等（監査執行までに改善されたものを含む）である。

本監査における注意事項は以下のとおりである。

(1) 契約関係事務の不適切な処理について

担当部署が作成する契約関係書類において，印や日付の記載漏れ及び必要書類の未作成など，不適切な処理が見られたので注意されたい。（契約事務の手引き）

ア 相手方から提出された見積書等の契約関係書類に印や日付が漏れていたもの。

総務部人事課

地域づくり推進部協働推進課，同地域支援課

土木部道路総務課

消防局救急課

選挙管理委員会事務局

教育委員会生涯学習部生涯学習課

教育委員会学校教育部教職員課，同学校施設課

イ 契約書の修正及び追記の方法が不適切であったもの。

総務部防災安全課

水道部浄水課

ウ 委託の仕様が同じであるにもかかわらず，設置場所で2つに分けて見積り合わせを実施していたもの。

地域づくり推進部スポーツ課

エ 契約後に，支出負担行為伺票を起票しておらず，かつ，契約事務システムに支出負担行為番号を登録していなかったもの。

市民生活部 柏駅前行政サービスセンター

保健所健康増進課

こども部 保育運営課

環境部 環境政策課

消防局 警防課， 同 救急課

教育委員会 学校教育課， 同 学校保健課

オ 個人情報を含む委託契約において，契約書の約款部分の添付漏れにより個人情報の取扱いが不明確だったもの。

保健福祉部 障害福祉課

カ 委託見積り合わせ結果報告書において，専決権者の印が漏れていたもの。

こども部 子育て支援課

(2) 出張命令簿と旅費請求書の日付の不一致について

出張命令簿システムの入力誤りにより，出張命令簿上の出張日と旅費請求書上の出張日が異なっていたものが複数の部署で散見された。職員の旅費事務を統括する総務部人事課給与厚生室においては，出張命令簿システムの操作方法について周知を徹底し，必要があれば適宜改善を図って不要なトラブルの発生防止に努められたい。（旅費の手引）

総務部 人事課 給与厚生室

企画部 情報政策課

財政部 資産税課

地域づくり推進部 地域支援課

市民生活部 市民課

保健所 総務企画課， 同 動物愛護ふれあいセンター，

同 健康増進課

こども部 保育運営課

都市部 都市計画課 住環境再生室， 同 北部整備課，

同 住宅政策課， 同 公園緑政課

教育委員会 学校教育課 学校保健課

(3) 切手の保管の不備について

切手を受け入れ，または使用した場合には切手使用簿に記載し管理するところ，切手使用簿に記載漏れがあり，切手使用簿と実際の有り高に違いが生じていたもの。

**地域づくり推進部松葉近隣センター
こども部保育運営課**

(4) 旅費の支払遅延について

旅費の支給は，概算払を除き，毎月1回，当月分を翌月末日までに支払すると規定されているにもかかわらず，4月分及び5月分の旅費を7月に支払っていたもの。（柏市職員旅費支給条例施行規則第6条）

地域づくり推進部スポーツ課

(5) 補助金実績報告における添付書類の不備について

柏市公衆浴場経営基盤安定化補助金の実績報告において，当補助金に対する認識が不足しており，必要とされる書類が添付されていなかったもの。（柏市補助金等交付規則第12条，第13条）

保健福祉部社会福祉課

(6) 食糧費支出内訳表の作成漏れについて

食糧費の支出に際し，食糧費支出内訳表を作成していなかったもの。（財務会計の手引）

**保健福祉部高齢者支援課
消防局警防課
選挙管理委員会事務局
教育委員会生涯学習部図書館**

(7) 調定漏れについて

生活保護費返還金に係る納入通知を発送したにもかかわらず調定していなかったもの。（柏市財務規則第29条第1項第3号）

平成30年度に実施した定期監査においても他部署に対し指摘事項とした内容であり，調定漏れ，調定遅れが発生しないよう，全部署において十分注意されたい。

保健福祉部生活支援課

(8) 前渡資金の精算漏れについて

窓口で支給する生活保護費について，前渡資金のうち常時の費用に係る経費については，翌月の10日までに精算すると規定されているにもかかわらず，精算を怠っていたもの。（柏市財務規則第72条，第77条）

保健福祉部生活支援課

(9) 現金取扱簿の記載漏れについて

「議長会等負担金・交付金」の現金取扱簿の記載を行っておらず，適正な管理を怠っていたもの。（柏市財務規則第49条第3項）

議会事務局庶務課

(10) 参議院議員通常選挙の柏市開票区における開票結果確定の遅延について

7月21日執行の参議院議員通常選挙の柏市開票区の開票における集計作業において，不在者投票数の二重計上による数値の間違いが判明したことにより作業が滞り，開票結果の確定が遅延したもの。

選挙管理委員会事務局

(11) A E D 管理不備について

A E D（自動体外式除細動器）の日常点検が全く行われておらず，インジケータランプが目視で確認できない状態だったもの。また，A E Dの適切な維持管理方法について，市内小中学校に対し指導不足だったもの。（平成21年4月16日付け厚

生労働省医政局長及び医薬食品局長依頼・平成25年9月27日付け同再通知，平成24年10月10日付け柏市消防局長依頼文書)

教育委員会学校教育部酒井根小学校，同学校保健課

なお，事務処理上改善すべき軽易な事項等については，監査実施中に口頭により注意，指導を行ったところであるが，その他の事務事業はおおむね適正に執行されているものと認めた。

5 意見

本監査においては，財務に関する事務の執行やその他事務事業の執行の正確性及び合規性に加え，事務事業の経済性，効率性及び有効性の観点から監査を行った。とくに，地方自治法第2条に規定する，最少の経費で最大の効果を挙げているか，また組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き，事務事業の執行状況について監査を実施した。

本監査の結果から，とくに意見すべきと判断したものを以下に掲げる。

意見を付された所管部署は，上記の趣旨を踏まえ，自らの事務事業について再点検を行い，業務改善につなげられたい。

【監査意見】

(1) 将来的な費用負担増に対する全庁的な取組について

少子高齢化が進む中，市においては，福祉分野を中心に経常的な支出を伴う行政需要が高まっている。

その一方，公共施設の計画的な管理や将来への政策的投資等，多くの支出を伴う事業の実施も見込まれている。

市が持続可能な自治体経営を行うためには，財源の確保に向けた全庁的な取組が必須である。

ここで業務委託に関して着目すると，市では平成29年4月策

定の「柏市民間委託推進指針」に基づき、民間活力の導入を積極的に推進するため委託や指定管理制度の活用を図っている。事業の外部化はその有効性を十分に検証したうえで推進すべきことが大前提となるが、施策のあり方や方針づくりの分野において、直接業務に携わる職員が自らの知識や経験を生かすことで業務目的が達成可能な事例が見受けられた。委託化は、その有効性ととともに、いわゆる丸投げの形態を起しやすきことや職員の企画力や創造力等の能力の育成を阻害する要因があることも懸念される。各部署においては、当指針に基づき市が直接実施すべき業務と外部に委託する業務を適切に峻別し、納税者である市民の目線から見て客観的かつ合理的な業務委託を行うよう図られたい。

市役所組織全体において、前例にとらわれることなくコストとそこから得られる便益（ベネフィット）に関する更なる意識の向上を目指すことが必要である。とくに、政策的投資事業についてはその目的や効果を明確化した上で実施するよう取り組まされたい。

全部署

(2) 事務上のリスク対策による内部統制体制の構築について

今年度は、無免許運転及び偽造有印公文書行使の疑いによる逮捕をはじめ、特別休暇の不正取得、支出事務の怠りなどの職員の不祥事が相次いだことから、改めて各部署での内部統制体制の構築を求めるものである。

今回の定期監査では、事前に全ての部署から、全ての事務の中からリスクが高い事務とそのリスクを抑える対策などをリスク評価シートにまとめて回答してもらった。このリスク評価シートは、今回の回答で終了ということではなく、常日頃から担当部署が自ら事務上のリスクを想定し、リスクを抑える対策を実施することが重要である。

とくに注意が必要な現金及び預金の管理については、特定の職員が単独で長期間にわたり管理するという状況を生じさせないためのジョブローテーションの実施、預金通帳の定期的な確認、複

数人での現金の取扱い，さらに，使途を第三者が監査する仕組みの導入など，企画部行政改革推進課は，市民に対して説明できるよう，全庁的な内部統制体制の構築を主導的に推進されたい。

また，全ての部署は，定期的にリスク評価を見直すとともに，リスクが高い事務のマニュアルや手順書等を整備し，実務への定着を図ることにより，担当者個人の知識や経験年数に頼らずとも，全ての職員が同じレベルで継続的に事務ができる体制づくりに努められたい。

企画部行政改革推進課

全部署

(3) 新市建設計画に基づく施策の総合的な検討について

市では，柏市と沼南町の合併に向けて平成16年5月に策定された「新市建設計画」に基づき，両市町のまちづくりの方向性を尊重しつつ，新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに，新市の均衡ある発展を進めるべく各種施策を行ってきた。その結果，新市としての一体性は確実に醸成されてきたところである。

しかしながら，合併から14年余りが経過する中であっては，一市二制度で実施されている事業や，多大な費用負担と受益との均衡について検証を要する事業等が存在するなどの課題も散見される。

人口減社会の到来に伴う労働力人口の減少が予想される中で，これまでのような税収の伸びが将来にわたって保証されることは難しく，市においては社会保障関連の費用が年々増加しており，その一方で今後多額の財源を必要とする事業が複数見込まれている。

企画部企画調整課においては，市を取り巻く様々な社会情勢の動向を分析し，大局的観点から，第五次総合計画の後期基本計画の策定などの機会を捉えて，新市建設計画を含めた既存事業や実施を予定している施策等について総合的な検討を行い，限られた

予算や人的資源，物的資源を最大限効果的に活用しながら，市が目指すまちづくりを実現できるよう図られたい。

企画部企画調整課

(4) 職員による旅費の立替えについて

本件は，出張命令を受けた職員が，旅費の手引に従い航空券等を安く購入するため，概算払での旅費の支給を待たずに自ら旅費の一部を立替えて支払った2件の事案である。

消防局救急課では，職員1名が5月8日から救急救命九州研修所で開催された指導救命士養成研修に参加するにあたり，平成30年度中に研修所の入所手続を済ませた。その際，航空券がより安く購入できることから，早期購入割引（以下「早割」という。）の制度を利用して，購入したものである。

当該研修は令和元年度の予算執行であるが，早割を利用するため，旅費の概算払を待たずに3月28日に本人が早割代金を立替えて支払った。なお，当該旅費は4月25日に支給され，旅行後の精算も済ませている。

保健所動物愛護ふれあいセンターでは，職員2名が先進都市派遣研修として，7月25日から2日間京都市に旅行したものである。当該旅行に係る旅費について，より安く抑えるために新幹線を利用した宿泊パックを申し込み，パック代金を7月5日と7月16日にそれぞれ職員が立替えて支払った。当該旅費についても，概算払の方法により7月22日に支給されている。

旅費の手引では「航空券の購入においては…（中略）…特に早期購入割引については割引率が大きいため積極的に利用するように」と記載されており，また「宿泊を伴う出張については，通常の場合の旅費に比べ安価となる宿泊パック（航空賃又は新幹線運賃等とホテル宿泊料とのセット）を積極的に利用してください。」と促している。

地方公共団体の支出方法は債務が確定した後に支出される「通常払」が原則であるが，旅費については，債務金額が確定してい

ない場合であっても、債権者に対して概算払が認められており、財政部財政課でも適法な範囲でより経済的に旅行することを指導しているとのことであった。

また、1件目の救急課の事案は、地方自治法第208条に規定されている会計年度独立の原則に照らしても不適切といえる。

しかしながら、今回の2件に関しては、公金の支出を抑えるため、それぞれの担当部署がより安く旅行できる方法を調べ、工夫した上での処理であって、やむを得なかった手続であることが汲み取れる。

各部署が適法でかつ効率的な旅費の執行が行われることは原則であるが、早割制度等の利用に関して検討を要するという課題も見受けられる。

今回の先進都市派遣研修の担当部署である総務部人事課は、旅行する職員等と連絡をより密にして旅費支給事務が円滑に執り行われるよう検討されたい。

また、今回の事例は他部署においても起こりうる。旅費事務を統括する総務部人事課給与厚生室及び財務を統括する財政課は、旅費事務の取扱いルールについて、全庁への周知を徹底し、経済的かつ適切な旅費事務の実施が可能となるよう運用を求めるものである。

総務部人事課，同給与厚生室
財政部財政課
保健所動物愛護ふれあいセンター
消防局救急課

(5) 複数課で実施している類似事業の連携強化について

本件は、複数の部署が類似の事業や隣接した施設を別々に管理しており、市民から見ると類似事業や隣接した類似施設であるのに違いが分かりづらく、部署間の連携不足により、市民の利便性の低下や行政の不効率が懸念される3事案である。

ア 環境部環境政策課は、フットパス事業を行っている。これは、

地球温暖化対策として、家庭でのエネルギー消費量の削減を目的に市民の「おでかけ促進」を推進するものである。他方、保健所健康増進課のウォーキングパスポートなど、健康増進を目的とする類似事業が数多く行われている。今後、地球温暖化対策として事業をより効率的・効果的に実施するために、民間事業者の取組や市の他部署の事業から環境負荷が軽減されるような事業を洗い出し、温室効果ガス排出量の削減につながる施策を整理し、連携強化を図られたい。

イ 経済産業部農政課は、あけぼの山農業公園を所管している。他方、都市部公園管理課は隣接地のあけぼの山公園を所管している。市民から見れば、同じ市なのに管轄で公園が分かれているということは理解しづらく、一つの公園であるという認識である。管轄が異なることによる不便さや違和感を市民に与えないよう、効率性の向上も含めて、より一層の一体的な公園の運営管理体制を検討されたい。

ウ 保健所地域保健課は、平成29年度から妊娠、出産、産後、子育ての相談などを行う子育て世代包括支援センターを開設している。一方、こども部においても子育てに関する各種相談などを行っている。

近年、共働き世帯、ひとり親世帯の増加など子育て環境は多様化しており、子育てを行う市民の状況に応じた、切れ目のない、きめ細やかな相談体制や支援が必要とされている。また、市児童相談所の設置が検討されていることから、児童虐待の予防あるいは早期発見のために部署間の情報連携がますます重要となっている。

今後、的確でより良いサービスを行うために、個人情報の取扱いに十分留意した上で、子ども一人一人の環境を把握しやすくするよう、子育てに関する情報データを集約及び共有し、利活用できる仕組みの構築を関係部署と共に検討されたい。

上記の3例は、部を越えたより一層の連携強化が必要であり、実現には市民目線に立った課題認識と具体的な方策検討及び実施

が必要となる。そのため、市の統括部門である企画部が中心になって、市民にわかりやすく、かつ利便性の向上が図られるよう、類似の事業及び隣接する施設における部署間の連携、情報共有の仕組みを構築すべく、担当部署間の調整及び支援に努められたい。

企画部企画調整課，同行政改革推進課

保健所地域保健課，同健康増進課

環境部環境政策課

経済産業部農政課

都市部公園管理課

(6) マイナンバーカードの普及施策の促進について

マイナンバー制度は、国が行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤である。

国は令和3年から、マイナンバーカード（以下「カード」という。）に健康保険証の機能も持たせ、令和4年には、おおむね全ての医療機関でカードによる保険証の確認を導入する等、カードの利便性を高め、普及を促すための取組を予定している。国の施策がマイナンバーを中心とした流れになることが今後も見込まれ、市の行政としてもこの流れに沿って施策を進めることになることは否めず、そのために強制ではないものの市民へのカードの普及が不可欠なものとなってくる。

企画部門においては、まず非常勤を含む市職員自身が率先してカードの取得を行うべく全庁的な対応を行うよう求めること、またその上で市民に対して、カードに対する安全対策への懸念の払拭と利便性の周知を推進すると同時に、国に対しても、さらなる必要な施策の推進を求め、カードの普及促進に努められたい。また、カード普及の窓口部門においては、市民に遅滞なくカードを交付し利用が進むよう取り組まれたい。

さらに、カードの普及に伴い、関連する同種業務の見直しについても検討されたい。

本件は平成30年度決算審査意見書においても同様の趣旨で意

見を付したが，制度創設以降，普及率が伸びないまま推移しているため，改めて意見を付すこととした。

企画部行政改革推進課

市民生活部市民課

(7) 学校や保育園における危機管理対策について

東日本大震災の津波で犠牲となった石巻市立大川小学校の児童23名の遺族が損害賠償訴訟を起こしていた件について，学校側の管理の不備が指摘された。

この裁判では，学校側の責任範囲を津波襲来の予見可能性や，危機管理マニュアルに避難場所や経路を定めず，石巻市教育委員会も是正させなかったとして組織的過失を認定し，賠償額を約14億4千万円とした。

また，大津市では保育園において，散歩中に園児が交通事故に巻き込まれる事件が発生している。

市の小中学校や保育園に置き換えて考えてみると，近年，台風や不審者など多くの危機管理対策が問われてきている。小中学校，保育園とも危機管理に備えた対策は最重要課題として，十分かつ確実に実施されたい。

こども部保育運営課

教育委員会学校教育部学校教育課，同児童生徒課

(8) 鉄道駅のバリアフリー化に伴う費用負担のあり方について

ホームドア設置等の市内鉄道駅のバリアフリー化については，利用者の利便を図る目的で進められている事業であるが，施設の性質上，受益者が多岐にわたることから，設置費等事業費に要する負担については，鉄道事業者，国，県及び市間で受益に応じて公平性を保つことも求められる。

以上のことを踏まえ，費用負担については，公平で適正なあり方について広域的な視点から慎重に検討されたい。

土木部交通政策課